

1 BCPの目的

○大規模な災害が発生した場合、区の施設・設備、ライフラインが大きな被害を受けるとともに、職員自身の被災等により人員が確保できなくなることから、膨大な災害時特有の業務を実施することには困難が伴います。
○港区業務継続計画（以下「BCP」といいます。）は、こうした災害時の業務実施の実効性を高めるために、区の地域防災計画や都政BCPを上位計画とし、近年の災害状況や区の地域特性を踏まえて策定しています。

2 BCP改定の背景

令和6年能登半島地震、台風や集中豪雨といった風水害など、近年の激甚化、頻発化する災害状況、東京都業務継続計画の改定、港区地域防災計画の修正等を踏まえ、災害時の業務継続の実効性をさらに高めるため、最新の動向を反映させBCPを改定します。

改定の背景	改定に反映した事項
①近年の国内の災害状況（風水害の頻発、令和6年能登半島地震の状況）	・様々な災害に柔軟に対応できるようBCPで想定する災害に「風水害」を追加 ・災害対応の長時間化・長期化に伴う職員の健康管理と持続可能な態勢の確立（交代制の導入）
②東京都業務継続計画（都政BCP）の改定	・様々な災害の事象・規模に応じて柔軟に対応できるよう、想定災害を追加（区では「風水害」を追加） ・業務の長期化に対応するため、緊急時優先業務の対象期間を2週間から1か月に延長 ・被害想定を踏まえた、より厳しい参集条件による、職員の参集予測の試算・分析 ・発災当初を中心に、長時間業務に対応するため、交代勤務制（ローテーション）で対応
③区の関連計画の修正、策定を反映	・令和6年3月に修正した「港区地域防災計画」の内容を踏まえ改定 ・令和6年6月に策定した「港区災害時受援・応援計画」の反映、整合（業務ごとに、庁内、庁外からの受援対応可否を明記）

3 BCPの主な改定内容

（1）想定する災害に「風水害」を追加

多様な災害に柔軟に対応できるBCPへと改定し、区の災害対応力を一層向上させるため、想定する災害に「風水害」を追加しました。
風水害発生前の事前対応を想定し「3日前」「1日前」「12時間前」「0時間（災害発生）」の4区分を加え事前対応となる緊急時優先業務を追加しました。

（2）想定する緊急時優先業務の対象期間を2週間から1か月に延長

直近に発生した大規模災害である令和6年能登半島地震の被災状況や区の支援状況も踏まえ、「生活再建」を確実にするための復旧・復興段階として、想定する緊急時優先業務の対象期間を、2週間から1か月に延長し、業務や人員の算定を追加しました。

（3）被害の実態を踏まえた職員の参集予測を試算・分析

最も大きい被害が想定される首都直下地震を基に、被害の実態等も踏まえた、より厳しい参集条件により、職員の参集状況を試算・分析しました。
具体的には、「1日の歩行時間の上限設定（10時間）」や「職員の参集困難率の算定期間を地震発生から3日以内に延長」するなどの条件を追加し、試算しました。
その結果、初動の時間帯に、緊急時優先業務を実施するために必要な人員が、不足することも想定し、本試算結果を基礎として、緊急時優先業務や対応策を考慮していくこととしました。

（4）交代勤務制（ローテーション）による長時間業務への対応

大規模災害が発生した場合には、24時間態勢で緊急時優先業務に従事することが想定されるため、ローテーションを組み、特に夜間の休憩時間を十分に確保するなど、区職員や他自治体からの応援職員の健康維持に配慮する持続可能な態勢を目指します。

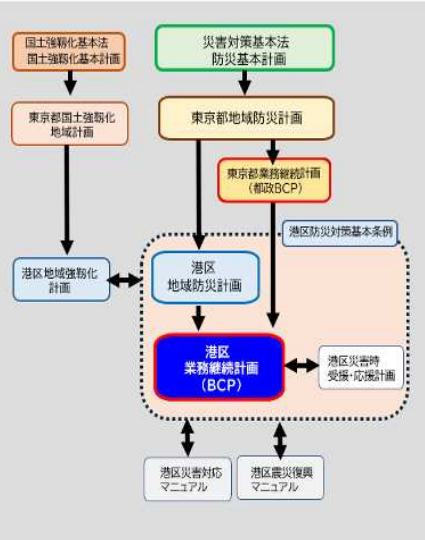
（5）庁内の職員確保及び庁外からの応援受入れ

緊急時優先業務に対して人員が不足する場合、各所管部門で、緊急時優先業務への重点的な人員配置を行います。それでも対応困難な場合には、港区災害時受援・応援計画に基づき、各部は人的受援本部や協定締結先に対し、応援要請を行います。このため、各緊急時優先業務について、庁内・庁外からの受援による対応が可能かどうか、あらかじめ整理しておくことで、円滑な受け入れ体制を整えていくこととしました。

（6）個別具体的な業務を想定した訓練の実施によるBCMの取組の推進

BCPに基づいて緊急時優先業務を効果的に遂行するためには、様々な災害を想定した訓練や研修の実施など、業務継続マネジメント（BCM）の取組をより一層推進し、緊急時優先業務の実効性を高めています。具体的には、緊急時優先業務の手順や役割を明確にしたマニュアルの整備のほか、夜間休日に発災した場合を想定して災害対策住宅居住職員が参集する、災害対策本部の立ち上げを行う総合防災訓練（機関訓練）や、物的受援本部による物資輸送訓練、BCPに基づく各課での個別具体的な業務を想定した訓練の実施などにより、災害対応力を向上します。

▼計画の位置づけ



▼地震に加え、風水害を想定した業務の検討

区分	業務名	災害発生後	業務継続期間（日）										備考
			3日以内	12時間以内	0時間	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	2日以内	3日以内	1週間以内	
1	司書・司書補助の派遣・職員の出張業務（業務継続計画）	風水害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	情報収集・伝達	風水害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	区有施設・設備の安全管理と緊急時対応等の取組及び報告	風水害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

▼より厳しい条件で推計した職員参集状況

1時間	3時間	12時間	1日
4.7%	17.6%	54.1%	54.1%
3日	1週間	2週間	1か月
54.1%	61.7%	95.6%	95.6%



港区業務継続計画（BCP）（令和6年度改定）【概要版】

参考1 BCPの構成

BCPの構成	
第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画の目的	
2 BCPの考え方	
(1) 業務継続計画（Business Continuity Plan）	
(2) 自治体BCPにおける重要な要素	
3 計画改定の背景	
(1) 改定経緯	
(2) 都政BCPの改定	
(3) 近年の災害の状況	
(4) 区の関連計画の改定・策定	
4 港区BCP改定の概要	
(1) 基本的な方針	
(2) 主な改定事項	
5 計画の位置付け	
(1) 位置付け	
(2) 適用範囲	
6 非常時の態勢	
(1) 港区災害対策本部の設置	
(2) 特別非常配備態勢	
(3) 港区災害対策本部の組織体制	
7 指揮命令系統	
(1) 災害対策本部における指揮命令系統	
(2) 職務代行順位	
(3) 管理職の臨時代行者の設定	
(4) 代替施設の設定	
8 計画の発動と解除	
(1) 計画の発動	
(2) 計画の解除	
9 緊急時優先業務	
(1) 緊急時優先業務の考え方	
(2) 緊急時優先業務実施に当たったの方針	
第2章 想定する地震と風水害の被害予測	
1 想定する地震	
2 被害予測	
(1) 区内の揺れと分布	
(2) 大規模な地震発生に伴う被害の内容	
(3) 区内の被害想定	
3 想定する風水害	
(1) 風水害による被害の様相	
(2) 台風などの洪水による浸水	
(3) 台風などの高潮による浸水	
(4) 浸水による被害	

BCPの構成	
第3章 業務継続に必要な資源の現状	
1 人的資源	
(1) 現状	
(2) 職員の参集予測	
(3) 参集予測を踏まえた対応策	
(4) 参集状況の把握	
2 物的資源	
(1) 庁舎	
(2) エレベーター	
(3) 電力	
(4) 情報通信	
(5) 港区地域災害情報システム	
(6) 東京都災害情報システム（DIS）の運用	
(7) その他の情報システム	
(8) 食糧・飲料水、その他物品	
(9) トイレ	
第4章 緊急時優先業務の実施	
1 緊急時優先業務の選定	
(1) 緊急時優先業務の対象範囲と業務の選定	
(2) 業務開始目標時期	
2 必要人員の算定と持続可能な態勢の確保	
(1) 算定の基本的考え方	
(2) 算定の方法	
(3) ローテーション勤務	
(4) 持続可能な態勢の確保	
3 各部各課における緊急時優先業務	
第5章 計画の推進と改善	
1 庁内における計画の理解促進	
(1) 庁内組織全体への浸透	
(2) 委託事業者、指定管理者、学校等との連携と理解促進	
2 対応力の向上	
(1) 各種マニュアル等の整備	
(2) 研修・訓練を通した職員の対応力の向上	
(3) 受援・応援体制の整備	
3 計画の点検と改善	
(1) 点検と検証を通した計画の改善	
(2) 災害対応における知見の蓄積と計画の改善	
(3) 業務継続マネジメントの強化	
資料編 各部各課における緊急時優先業務	
◆記載例	
1 災対防災危機管理室	
2 災対各地区本部	
3 災対産業・地域振興支援部	
4 災対保健福祉支援部	
5 災対みなと保健所	
6 災対子ども家庭支援部	
7 災対児童相談所	
8 災対街づくり支援部	
9 災対環境リサイクル支援部	
10 災対企画経営部	
11 災対総務部	
12 災対会計室	
13 災対教育委員会事務局教育推進部	
14 災対教育委員会事務局学校教育部	
15 災対選挙管理委員会事務局	
16 災対監査事務局	
17 災対区議会事務局	

参考2 各部各課における主な緊急時優先業務

部・支所	課	主な緊急優先業務
災対防災危機管理室	災対防災課	災害対策本部の設置・運営、帰宅困難者対策 等
災対各地区本部	災対管理課	災対各地区本部の設置・運営、児童館等の応急対策 等
	災対協働推進課	区民避難所（地域防災拠点）の開設・運営、広域避難場所の確認・誘導 等
	災対まちづくり課	道路・河川の障害物の調査、障害物除去路線の障害物除去 等
	災対区民課	生活困窮者に対する保護及び支援、災害弔慰金の支給 等
災対産業・地域振興支援部	災対地域振興課	東京都外国人災害時情報センターとの連絡調整、港区災害時外国人支援室の設置 等
	災対産業振興課	札の辻スクエアの保全管理 等
	災対税務課	救援物資の輸送 等
災対保健福祉支援部	災対保健福祉課	避難行動要支援者対策室の設置・運営、港区社会福祉協議会へのボランティアの派遣要請 等
	災対高齢者支援課	避難行動要支援者対策室の設置、福祉避難所の開設 等
	災対介護保険課	避難行動要支援者対策室の設置、福祉避難所の開設 等
	災対障害者福祉課	避難行動要支援者対策室の設置、福祉避難所の開設 等
	災対生活福祉調整課	遗体収容所の設置、遗体の搜索・収容 等
災対みなと保健所	災対国保年金課	救援物資の輸送 等
	災対生活衛生課	災対みなと保健所の設置・運営、被災動物支援 等
	災対保健予防課	緊急医療救護所の開設・運営、避難所医療救護所の開設・運営 等
	災対健康推進課	人工呼吸器使用者への対応、保健相談活動、保健訪問指導 等
災対子ども家庭支援部	災対子ども政策課	保育園、児童館等の施設利用者への緊急情報メール配信 等
	災対子ども若者支援課	各種手当支給準備 等
	災対保育課	応急保育需要の確認、応急保育の実施の検討 等
	災対子ども家庭支援センター	母子救護所の開設準備、一時預かり等の再開準備 等
災対児童相談所	災対児童相談課	一時保護児童の安全確保、被虐待児童等の調査・対応 等
災対街づくり支援部	災対都市計画課	都市復興基本方針・計画の策定、広域避難場所の確認・誘導 等
	災対住宅課	応急住宅対策、住宅復興計画の策定 等
	災対建築課	応急危険度判定実施本部の設置、家屋住宅被害状況調査 等
	災対土木課	道路・橋りょう及び河川等施設の災害応急対策、給水拠点における応急給水活動 等
	災対土木管理課	道路・橋りょう及び河川等施設の災害応急対策、給水拠点における応急給水活動 等
	災対開発指導課	応急危険度判定実施本部の設置、被災地地の危険度判定 等
災対環境リサイクル支援部	災対地域交通課	給水拠点における応急給水活動、広域避難場所の確認・誘導 等
	災対環境課	広域避難場所の確認・誘導、放射能・放射線対策 等
災対企画経営部	災対みなりサイクル清掃事務所	生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬、仮置場の運営 等
	災対企画課	災害対策本部の設置・運営、震災復興本部の設置準備 等
災対総務部	災対区長室	随時緊急情報の発信 等
	災対財政課	災害対策本部の設置・運営 等
	災対施設課	区有施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告 等
	災対情報政策課	内部システム等のネットワーク復旧対応及び運用 等
	災対総務課	派遣応援職員等の受入 等
災対総務部	災対人事課	派遣応援職員等の受入 等
	災対契約管理課	地域内輸送拠点の設置・運営、庁舎維持管理 等
	災対会計室	災害対策本部の設置・運営 等
災対教育委員会事務局	災対教育長室	本部長室との連絡 等
教育推進部	災対生涯学習スポーツ振興課	生涯学習センター等の保全管理 等
	災対図書文化財課	図書館の保全管理、帰宅困難者対策 等
災対教育委員会事務局	災対学務課	学校施設の保全管理、応急教育場所の確保 等
学校教育部	災対教育人事企画課	各学校における応急教育計画の作成 等
災対選挙管理委員会事務局		区民避難所（地域防災拠点）の開設・運営、広域避難場所の確認・誘導 等
災対監査事務局		区民避難所（地域防災拠点）の開設・運営、帰宅困難者対策 等
災対区議会事務局		情報収集・伝達 等